



編集発行 公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター 〒640-8045 和歌山市ト半町33  
 TEL 073-431-0657 FAX 073-422-3269 e-mail : wakayama-center@seiei.or.jp

**安心・信頼・快適**  
**また行きたくなる お店のために**  
 ～生衛業の皆様をサポートします～

ホームページには、「新型コロナウイルス感染症関連(業種別ガイドライン、融資、各種支援策、感染症情報)、受動喫煙対策、生産性向上、衛生水準の維持向上」など必要な情報が満載です♪

<https://www.seiei.or.jp/wakayama/> 【スマートフォン対応】



## 年 頭 の ご あ い さ つ



公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター  
 理事長 坂 口 邦 嗣

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大に始まり、落ち込んだ消費喚起や雇用創出などの経済対策として「GoToトラベル」や「GoToイート」などが実施され、経済活動と感染予防の両立を図り続けた年でした。ただ、11月以降、新型コロナウイルス感染症が再々度全国的に広がり、本県においてもクラスターや家族内感染などにより拡大し、継続的に発生しているのが現状です。特に、寒さが厳しい冬の季節、どうしても「密」になりやすく、集団感染を招きやすいとされる3密（密閉、密集、密接）対策の効果を「見える化」するなどし、それぞれの実情に応じたきめ細かな徹底した取組が肝要となります。

こうした状況の中、生衛業においては、組合員の減少、後継者問題、HACCP対応、受動喫煙対策など課題が山積しているところですが、今後も新型コロナウイルスの

感染拡大防止ガイドラインの遵守を再徹底するなど感染予防・拡大防止を基軸に安心・安全にお客様に利用していただけるよう常に創意工夫を行うことが非常に重要です。

「コロナに絶対勝つ！」を合言葉に知恵を出し合い、新しいことにも挑戦し、この災禍を乗り切って行かなければなりません。

当センターでは、各県生衛組合、全国センター、日本政策金融公庫、県よろず支援拠点、働き方改革推進センター等の関係機関と連携し、県・市町村等行政機関の協力を得ながら、生衛業の皆様役に役立つ情報提供や相談・指導を通じて、生衛業界の経営の安定及び衛生水準の維持向上等に引き続き努めてまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、生活衛生関係業界の更なる発展と皆様方のご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

- \* みんなで感染症予防「かからない」・「うつさない」！
- \* 業種別新型コロナウイルスの感染拡大防止ガイドラインの徹底・強化！
- \* 当センター実施のコロナに係る経営支援緊急対策事業の活用（詳細はP3）！
- \* 各種給付金・助成金などの支援策や公庫の有利な融資等の全活用！

## 新年のごあいさつ



新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素より生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を通じ、県民の皆様により衛生的で快適な暮らしの実現にご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

昨年是世界規模で新型コロナウイルス感染症がまん延し、経済活動や日常生活等において大きな犠牲や制約を強いられました。

県においても知事を筆頭に、保健医療体制の確保とともに

和歌山県環境生活部県民局

食品・生活衛生課長 中谷 泰久

に経済支援等を行いつつ、感染予防対策と経済活動の両立に腐心した1年となりました。

こうした中、指導センターが各生活衛生同業組合と連携し、感染予防ガイドラインの遵守の徹底に取り組んで頂いていることは本当に心強いところであり、引き続き生活衛生関係営業の発展と公衆衛生の向上に指導力を発揮していただくことを期待しております。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束と皆様の今後益々のご清栄を祈念し、新年のご挨拶といたします。

## 新年の御挨拶を申し上げます

和歌山県飲食業生活衛生同業組合 理事長

田中 大治

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合 理事長

小倉 正基

和歌山県理容生活衛生同業組合 理事長

東根 清一

和歌山県食肉生活衛生同業組合 理事長

池田 一雄

和歌山県美容業生活衛生同業組合 理事長

村田 博文

和歌山県興行生活衛生同業組合 理事長

大槻 尚宏

和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長

坂口 邦嗣

和歌山県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長

中本 有香

## 栄えある受賞おめでとうございます

永年にわたり生活衛生関係営業の発展と向上に尽くされたご功績により、生活衛生功労者として表彰を受けられました。心からお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

☆厚生労働大臣表彰〔令和2年10月23日・ホテルニューオータニ〕

理容生活衛生同業組合 副理事長

糸田 泰典 氏（御坊市）

☆和歌山県知事表彰（環境衛生の向上）〔令和2年10月6日・アパローム紀の国〕

理容生活衛生同業組合 理事長

東根 清一 氏（和歌山市）

☆和歌山県知事表彰（生活衛生・食品衛生模範施設）

飲食業 ジョイフル銀鈴

ジョイフル銀鈴有限会社（海南市）

理容業 ヘアーサロン CHASE

谷口 明史 氏（和歌山市）

☆全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰〔令和2年10月23日・ホテルニューオータニ〕

クリーニング業生活衛生同業組合 理事

岡崎 博 氏（串本町）

飲食業生活衛生同業組合 理事

奥川 敏文 氏（和歌山市）

☆全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長表彰〔令和2年9月24日・下関市生涯学習プラザ〕

旅館ホテル生活衛生同業組合 理事

林 俊行 氏（和歌山市）

☆和歌山県知事感謝状〔令和2年11月12日・アパローム紀の国〕

飲食業 廣井 孝一 氏（田辺市）

理容業 結城 幸一 氏（和歌山市）

旅館業 小淵 浩史 氏（田辺市）

美容業 金澤 晶子 氏（古座川町）

クリーニング業 榎原 吉教 氏（和歌山市）

飲食業 河村 忠比古 氏（紀美野町）

☆全国生活衛生同業組合中央会理事長感謝状〔令和2年9月24日・下関市生涯学習プラザ〕

旅館業 杉若 雅宣 氏（田辺市）

## 新年のごあいさつ



新年あけましておめでとうございます。生活衛生関係営業の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年8月、松江から和歌山支店に就任いたしました。皆様のご期待に応えるべく精一杯取り組んでいく所存ですので、何卒よろしく願いいたします。管内を数多く廻り、自ら和歌山県の歴史や文化、自然、人柄に数多く触れたいと思っております。

日本政策金融公庫和歌山支店

支店長 立 元 博

和歌山支店は昭和24年、田辺支店は昭和37年に設置（旧国民金融公庫）されていますが、各生活衛生同業組合の皆様とは一蓮托生の関係にあります。新たな事業展開や資金繰り相談など、広く対応させていただきます。また、生活衛生関係営業に関する様々な工夫事例など、情報提供に力を入れていく所存です。

最後になりますが、和歌山県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合のますますのご発展と関係の皆様のご繁栄を祈念して、ご挨拶とさせていただきます。

## コロナに係る無料相談・専門家派遣実施中

### 令和2年度生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

当事業は、令和3年2月28日まで実施します。

新型コロナウイルス感染症により、県内の生衛業者の経営に大きな影響を与えていることから、関係機関と連携し、生衛業者からの幅広い相談にワンストップで対応できる専門相談窓口の開設や専門家（弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等）派遣を実施しています。

★相談内容：雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援金、融資、その他支援策の利用  
経営、労務、WEB、デザインなどに関すること

★指導対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の生衛業者

★相談料等：無料

\*まずは、[当センターへお問い合わせください。](#)

## お知らせ

### 令和2年度クリーニング研修の開催

クリーニング業法により、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るため、業務に従事した後1年以内、その後は3年を超えない期間ごとに知事が指定する研修を受講することが義務付けられています。クリーニング師研修の今後の日程等については次のとおりです。

#### ◎クリーニング師研修

開催日	令和3年2月14日（日）13：00～17：00
場所	和歌山ビッグ愛201号室（和歌山市手平2-1-2）
対象	県内全域
受付期間	令和3年2月1日（月）まで
受講料	5,000円
申込先問合先	（公財）和歌山県生活衛生営業指導センター（和歌山市卜半町33）電話：073-431-0657

※本研修は、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師を対象にしています。

## 第 1 回衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催

令和 2 年 9 月 29 日（火）和歌山県勤労福祉会館 3 階特別会議室において、令和 2 年度第 1 回衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催しました。

会議では、各生衛組合から新型コロナ対策の取り組みや課題、広報・啓発事業、組合員の倍增運動、セミナー開催等の各項目について、本年度の行動計画について発表するとともに、指導センターから本年度実施する新規営業許可店舗情報の入手、新規開業者に対するダイレクトメール実施、地区生活衛生営業相談室等について説明の後、意見交換を行い、併せて和歌山県、和歌山市及び日本政策金融公庫から助言を頂きました。



## 地区生活衛生営業相談室を開催

生衛業の皆様の新型コロナ対策、経営、融資その他の営業の相談に応じるために、日本政策金融公庫並びに県よろず支援拠点の協力をいただき地区相談室を開催し、各地区の生衛業の現状や、課題についての意見交換、個別相談を行いました。

開催日	保健所管内	開催場所
10月12日	御坊	御坊商工会議所
10月19日	岩出	那賀振興局
11月2日	海南	海南保健所
11月9日	新宮	東牟婁振興局



新宮地区営業相談室

## クリーニング師研修会及び業務従事者講習を開催

クリーニング師研修及び業務従事者講習は、クリーニング業法で3年以内ごとに1回の受講が義務付けられており、当センターでは、クリーニング組合・各保健所のご協力を得て実施しています。

本年度は、クリーニング師研修を令和 2 年 8 月 2 日（日）に田辺市の紀南文化会館で開催し、24 名が受講しました。

また、通信教育で実施している業務従事者講習（Ⅱ型）には 34 名が受講しました。

修了者には、修了証書と受講済ステッカーを交付しました。



クリーニング師研修

## 生活衛生営業経営特別相談員にお気軽にご相談ください。

生活衛生営業経営特別相談員は、生活衛生関係営業における業界の自主的な実践活動として行う経営指導相談事業の強化を図ることを目的に、現在43名の方に県知事から委嘱をされて各地域で活動していただいています。

経営特別相談員は、毎年開催される研修会を受講し、その業務上必要な知識の修得、資質の向上を図っています。

生活衛生融資の申込みをされる場合や経営でお困りのことがある場合など、経営特別相談員にお気軽に相談してください。

### 《生活衛生営業経営特別相談員》

(令和2年11月1日現在 43名)

氏名	所属	住所	氏名	所属	住所	氏名	所属	住所
中野 誠司	飲食業	和歌山市	西浦 敏三	理容	和歌山市	大野 裕弘	美容業	和歌山市
木下 晴夫	〃	和歌山市	結城 幸一	〃	和歌山市	岩橋 八重	〃	和歌山市
安井 弘美	〃	和歌山市	小川 香代	〃	和歌山市	瀬迫佳世子	〃	橋本市
小倉 正男	〃	高野町	北口 和美	〃	和歌山市	原 多万子	〃	海南市
福本 宗治	〃	かつらぎ町	山口伊久磨	〃	橋本市	谷口 秀幸	〃	有田市
岡村 勝美	〃	九度山町	梅谷 英和	〃	広川町	松下 修	〃	御坊市
寺尾 恵二	〃	高野口町	木村 忠則	〃	御坊市	田上 景一	〃	田辺市
岡本 康宏	〃	岩出市	長谷 伸二	〃	田辺市	中島 敦司	〃	田辺市
前田 洋三	〃	海南市	(8名)			(8名)		
千賀 知起	〃	海南市	赤居 憲	クリーニング業	和歌山市	後藤 勝文	旅館・ホテル	和歌山市
新田みどり	〃	印南町	池田 大和	〃	和歌山市	田中 敏彦	〃	和歌山市
廣井 孝一	〃	田辺市	岩倉 茂実	〃	和歌山市	中村 歌子	〃	和歌山市
愛須 崇夫	〃	白浜町	橋本 光司	〃	和歌山市	庄司真珠美	〃	田辺市
若田 耕一	〃	白浜町	小島 里美	〃	和歌山市	(4名)		
里中 祐吉	〃	新宮市	木下 勲	〃	田辺市	藤井美穂子	食肉	和歌山市
(15名)			(6名)			岡本 安広	〃	海南市
						(2名)		



**理容店、美容店、クリーニング店、飲食店の  
お店選びはSマーク登録店!**

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

**Safety 安全** Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう損害賠償責任保険に加入しています。

**Standard 安心** Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

**Sanitation 清潔** Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は設備についての基準を定めています。

登録申請 公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター  
お問い合わせ 和歌山市ト半町33和歌山ミートビル2階 TEL 073-431-0657 FAX 073-422-3269

**その「困った」にお応えします!**

よるず支援拠点とは 国が全都道府県に設置した「中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に関する、創業予定の方」の無料経営相談所です。

「売上拡大」「資金繰り」「創業」「商品開発」「後継者問題」など、何様の様々なご相談にお応えいたします。

新型コロナウイルスを含む経営相談をお受けいたします。

お問い合わせ 平日 9:00 ~ 17:45

「〇〇について相談したい」とお伝えください。

(公財)わかやま産業振興財団「和歌山県よるず支援拠点」  
〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地フォルテワジマ6階  
E-mail▶yozu@yarukenendan.jp HP▶http://yozu.yarukenendan.bs.jp TEL **073-433-3100**

## 生活衛生関係の事業を営む皆さまへ

### ～ 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内 ～

#### ○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付（令和 2 年 3 月 17 日取扱い開始）

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の 1 または 2 のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近 1 か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の場合等は、最近 1 か月の売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少している方 (1) 過去 3 か月（最近 1 か月を含みます。）の平均売上高 (2) 令和元年 12 月の売上高 (3) 令和元年 10 月から 12 月の平均売上高	
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	8,000 万円（別枠）	
利率（年）（注 1、2）	【4,000 万円以内（注 3）】当初 3 年間：0.36%、4 年目以降：1.26% 【4,000 万円超】1.26%	
ご返済期間	【設備資金】20 年以内（うち据置期間 5 年以内） 【運転資金】15 年以内（うち据置期間 5 年以内）	
お申込に必要な書類	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方（注 4）であって設備資金をご利用の方
	振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が 500 万円以下の場合には不要です。）

#### ○生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症関連）（令和 2 年 3 月 17 日取扱い開始）

ご利用いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の 1 および 2 のいずれにも該当する方 1 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 か月の売上が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少している方
お使いみち	設備資金および運転資金
融資限度額	1,000 万円（別枠）
利率（年）（注 1）	当初 3 年間：0.31%（別枠の 1,000 万円以内）（注 5）、4 年目以降：1.21%
ご返済期間	【設備資金】10 年以内（うち据置期間 4 年以内） 【運転資金】7 年以内（うち据置期間 3 年以内）

#### ○新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付（令和 2 年 2 月 21 日～令和 3 年 3 月 31 日まで）

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次の 1 および 2 のいずれにも該当する方 1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること (1) 最近 1 か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 10%以上減少していること (2) 業歴 3 か月以上 1 年未満の場合は、最近 1 か月の売上高が過去 3 か月（最近 1 か月を含みます。）の売上高の平均額と比較して 10%以上減少していること 2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
お使いみち	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	【旅館業】3,000 万円（別枠） 【飲食店営業および喫茶店営業】1,000 万円（別枠）
利率（年）（注 6）	2.06%（振興計画認定の組合員の方は、1.16%）
ご返済期間	7 年以内（うち据置期間 2 年以内）
お申込に必要な書類	「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画認定の組合員の方については、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」
その他	新創業融資制度および振興事業促進支援融資制度は適用できません。

(注 1) 令和 2 年 11 月 2 日時点で適用される利率です（ご返済期間 5 年の場合）。

(注 2) ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

(注 3) 一部の対象者については、当初 3 年間（4,000 万円以内）の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給が実施され、当初 3 年間が実質無利子となります。

(注 4) 本貸付において組合員以外の方の運転資金は、既存融資（生活衛生貸付）のお借換を含む場合のみのお取扱いとなります。

(注 5) 当初 3 年間（別枠 1,000 万円以内）に適用される利率の適用限度額は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初 3 年間（4,000 万円以内）に適用される適用限度額に含まれます。また、一部の対象者については、当初 3 年間（1,000 万円以内）の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給が実施され、当初 3 年間が実質無利子となります。

(注 6) 令和 2 年 11 月 2 日時点で適用される利率です（無担保、ご返済期間 5 年の場合）。また、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業

和歌山支店 TEL 073-422-3151

田辺支店 TEL 0739-22-6120